

太陽光発電設備の共同購入事業に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備の普及拡大を図るため、次のとおり太陽光発電設備の共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、太陽光発電設備の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 太陽光発電設備の共同購入事業に関する広報等の支援
- (2) 乙 別紙「太陽光発電設備の共同購入事業業務仕様書」に定める太陽光発電設備の共同購入事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による連携協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年〇月〇日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 〇〇 (住所)
〇〇 (社名)
〇〇 〇〇(職・氏名)